「年二・三五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十一号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　郡司　彰

「年二・三五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千百九十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

「年一分一厘」を「年一分二厘」に改める。

○農林水産省告示第二千百九十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年九月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　静岡県横舟地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

静岡県御前崎市上朝比奈

字法金田	三四六六番二
字北ノ谷	三四九七番一
字地形	三五三一番四

標柱一号	標柱二号
標柱三号	標柱四号

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千百九十二号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

「年一厘五毛」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千百九十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

「年一分一厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

農林水産大臣　郡司　彰

二　和歌山県晩稲熊岡地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（下ノ尾地すべり防止区域標柱七号（平成二十一年十一月十三日国土交通省告示第千二百十号）から標柱二十三号までを順次結んだ線及び標柱二十三号から下ノ尾地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

和歌山県日高郡みなべ町

晩稲字下ノ谷	一六五七番
熊岡字小谷	二〇七番一六
	二〇三番二
	二〇三番一
	二〇七番七
熊岡字角佛	二〇六番四
	二五八番二
	二五〇番三
熊岡字硲原	一二八番
熊岡字畠ケ谷	三〇四番三
	三二六番三
熊岡字堤ケ内	八七〇番
	八六八番
熊岡字河原畑	五四番二
晩稲字清水原	一五六一番三
晩稲字清水谷	一五五六番三
	一五五五番二
	一五三一番二
	一五二九番二
	一五二四番五
	一五二一番七

地地	三六八八番一
柿ノ木谷	三六八一番二一
	三五七〇番一
	三五九五番一
	三六一三番一
北ノ谷	三四九四番一
柿ノ木谷	三四四七番一
法金田	三四五九番一

標柱五号	標柱六号
標柱七号	標柱八号
標柱九号	標柱十号
標柱十一号	標柱十二号
標柱一号	標柱二号
標柱三号	標柱四号
標柱五号	標柱六号
標柱七号	標柱八号
標柱九号	標柱十号
標柱十一号	標柱十二号
標柱十三号	標柱十四号
標柱十五号	標柱十六号
標柱十七号	標柱十八号
標柱十九号	標柱二十号
標柱二十一号	標柱二十二号
標柱二十三号	

三　佐賀県木須東地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（大平地すべり防止区域標柱十二号（昭和六十一年三月十七日農林水産省告示第四百七号）から標柱六号（大平地すべり防止区域標柱十三号）までを順次結んだ線及び標柱六号から大平地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

佐賀県伊万里市

木須町字大平	一二四九番一
脇田町字桐ノ谷	三〇九九番三
木須町字藤ノ尾	七四七番二〇
	五〇七番一
木須町字向赤木	一一八四番
木須町字大平	一二四四番

標柱一号	標柱二号
標柱三号	標柱四号
標柱五号	標柱六号